

第2号様式(第3条関係)

処分基準個票

不利益処分の名称	那覇市立学校体育施設（開放施設）の利用許可の取消し等
根拠法令及び条項	那覇市立学校体育施設の開放に関する規則第12条
処 分 基 準	
<p>那覇市立学校体育施設の開放に関する規則 (許可の取消し等)</p> <p>第12条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用の許可を取り消し、又は許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 開放施設を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 善良な注意義務を行わないおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか開放施設の管理上支障があると認められるとき。</p>	
聴聞・弁明手続等	那覇市行政手続条例第12条に基づき実施（事由により適用なし）
所管部署	生涯学習部 市民スポーツ課（098-917-3504）
更新日	平成27年4月1日